



島本町立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドライン

島本町教育委員会

はじめに

平成30年6月18日（月）朝の登校時間帯に発生した、大阪府北部地震や相次ぐ非常変災、さらには登下校中の児童・生徒が犯罪被害に遭う事案が全国で発生していること等に対応すべく、児童・生徒の安全を確認・確保する観点から、登下校に限り、児童・生徒が携帯電話等を所持することができるよう、これまでの原則学校への「持ち込み禁止」の方針を「一部解除」することとし、それに伴って、携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを策定しました。

【基本的な考え方】

- ・原則、学習に不要なものは、校内に持ち込まない。
- ・登下校に携帯電話等を持たせるか否かは保護者の判断。
- ・登校した後は、携帯電話等の電源を切る。
- ・校内での携帯電話等の保管は、自己責任とする。
- ・校内での破損・紛失・盗難等に関して、学校は責任を負わない。
- ・携帯電話等の使用及びマナーに関する責任は保護者が負う。

上記のことから、下記の3点について留意すること。

1 登下校中の安全・安心について

登下校中の非常変災時や犯罪被害に遭う（遭いそう）等の緊急時における安全をより一層確保する観点から、緊急連絡や犯罪抑止力として携帯電話等の所持を認めるものです。

登下校中の使用により、交通事故等が発生しないよう、所持目的の確認を再度お願いします。

2 保護者の責任について

携帯電話等を子どもに所持させるか否かは、保護者が判断するものであり、子どもに携帯電話等を所持させる以上、使用方法や使用時間、使用に関する危険やトラブルへの対処は保護者に責任があります。仮に、登下校中に携帯電話等を所持させるのであれば、学校が示す取扱いに関するルールに同意し、そのルールを子どもと一緒に確認して、保護者の責任の下で順守させること

が必要となります。(別紙資料「同意確認書」を提出)

保護者は、子どもに携帯電話等を持たせる場合、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認してください。

- (1) 携帯電話等を登下校中に持つ目的は、防災・防犯のためです。
- (2) 校内では、携帯電話等を使わない。
- (3) 校内では、携帯電話等の電源を切って自分のかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は出さない。
- (4) 登下校中も、非常変災や緊急時以外は、携帯電話等はかばんの中に入れ、使用しないのは当然のことながら、手にも取らない。
- (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話等をかばんから出したり、使用した場合は、学校が携帯電話等を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導します。

※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話等への連絡はしないでください。

3 学校での役割及び指導について

高度情報化社会の中で、携帯電話等は子どもたちの生活の中にも急速に普及しています。それに伴って、ネット依存やインターネットを介したいじめや人間関係のトラブル、盗撮等の犯罪被害や加害が増加しています。

そこで、学校教育においても、使用上のマナーの向上に資する啓発活動を行い携帯電話会社等と連携した親子教室の実施等を通して、全ての子どもに対し、携帯電話等を使用する際の有用性と危険性を考える指導やより良い人間関係構築力の向上を目指した取組みを、これまで以上に行う必要があると考えます。

また、携帯電話等に関わるトラブル等が生起した場合、学校は事実を確認し、関係する児童・生徒に指導を行うとともに、保護者にも家庭での指導を要請し、協力して指導を行います。特に、いじめが生起した場合は、いじめは許さないという毅然とした態度を示し、迅速かつ適切な対応によって、問題解決と再発防止に努めます。

携帯電話等の使用に伴うトラブルや犯罪被害や加害行為等については、学校の「いじめ防止基本方針」等を活用し、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して、組織的に対応します。

島本町立第 学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書の提出について

平素は本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時や犯罪に巻き込まれた（巻き込まれそうな）際の緊急の連絡手段や犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

島本町立第 学校 様

年 月 日

島本町立第 学校における携帯電話の取扱いに関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任の下、登下校中の子どもに携帯電話を所持させたいので同意書を提出します。

<同意事項> 同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック（）をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者 <input checked="" type="checkbox"/>	児童生徒 <input checked="" type="checkbox"/>
1	登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では携帯電話をしません。		
2	校内ではかばんの中に入れ、学校の指示があるとき以外は携帯電話をしません。		
3	携帯電話の所持について学校のルール等が守れない場合、学校が携帯電話を預かり保護者に返却する、一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する等の学校の指導に従います。		
4	災害時等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定する等、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とします。		

年 組 番

児童・生徒氏名 _____ 保護者氏名 _____ 印